

## 平成30年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成30年3月13日(火)午後1時30分  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志	2番 成島 誠
3番 大炊 三枝子	4番 中野 栄
5番 大井 栄一	6番 根本 博
7番 田村 星寿	8番 宮久保 勝
9番 三須 清一	10番 須藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局長	渡辺 唯男
次長	成嶋 文夫
庶務係長	富塚 隆則
農地係長	鈴木 光一
農政課	美濃 祐樹

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第5号 農用地利用集積配分計画(案)の決定について  
議案第6号 我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準について  
議案第7号 我孫子市農地銀行規程の廃止について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による  
農地の利用関係の調整に関する手続き規定の改正について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

**三須清一会長** ただ今から平成 30 年第 3 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3 番 大炊三枝子委員

4 番 中野栄委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 8 号まで、合計 8 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 4 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、利用権の設定が 33 件です。

議案第 5 号は「農用地利用集積配分計画（案）の決定について」です。

議案第 6 号は「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準について」です。

議案第 7 号は「我孫子市農地銀行規程の廃止について」です。

議案第 8 号は「農業経営基盤強化促進法第 13 条に基づく農業委員会による農地の利用関係の調整に関する手続き規定の改正について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年3月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は3,086m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北側約3kmに位置しています。位置図は議案資料の3ページをご覧ください。

権利内容及び事由は使用貸借権の設定で、譲受人である社会福祉法人青葉会が社会福祉事業の就労継続支援B型事業により農業に取り組むためのものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会の下、現地調査を行い、審議しました。

農作業従事日数は職員6人及び障がい者19人で、延べ1,888日です。耕運機、トラックなどを所有しています。

第2調査会では、社会福祉法人が農地を社会福祉事業のため利用すること、また農地借用後において行う事業内容及び農地の維持・規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、そのほか周辺の農地・農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第1号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書 2 ページをご覧ください。整理番号 2 の説明をいたします。議案資料は 9 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、〇〇字〇〇地先の畑一筆、〇〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑及び田各 5 筆、〇〇〇〇地先の田 4 筆及び〇〇〇〇地先の田 4 筆、合計面積は 2 万 6,130.98m<sup>2</sup>です。位置図は議案資料の 14 ページから 27 ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人の経営移譲年金受給継続のため農地を親族間で使用貸借するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第 1 号整理番号 2 について調査結果を報告します。譲受人の母及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約 2.61 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 160 日、ほか世帯員 4 人は資料 29 ページに記載のとおりです。トラクター、農用者などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 2 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 2 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があつ

たのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 3 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 30 ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は 2,169m<sup>2</sup>です。J R 成田線〇〇駅の東約 1.3 km に位置しています。位置図は議案資料 33 ページをご覧ください。

申請者は〇〇在住の方です。自己所有の農地を利用して太陽光発電施設を設置するものです。

事業費は施設建設費〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円及びその他〇〇万〇, 〇〇〇円、合計〇〇, 〇〇万円です。金融機関から融資を受けて行う計画で、証明書を確認しています。

なお、東京電力への売電価格は 1 kw 当たり税別〇〇円で、20 年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第 2 号について調査結果を報告します。申請者の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は電柱及び送電の条件が良く、一日を通して日当たりが良いことから太陽光発電施設用地として適しております。さらに自己所有地であることから農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透で処理し、発電所は隣地から 3 m 以上離して日照を確保するとともに敷地内をフェンスで囲い、草の種が飛ばないように除草剤を散布するとのことです。

隣接農地所有者の意見は特にありませんでした。

第 2 調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号を審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年3月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は39ページからとなります。転用目的は社会福祉施設を整備するためです。

申請地は〇〇字〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑の一筆、面積は707m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北西約1.6kmに位置しています。位置図は議案資料43ページをご覧ください。

譲受人は市内の社会福祉法人で、譲渡人は市内在住です。農地を使用貸借して、平屋建て約288m<sup>2</sup>の多機能型障がい者福祉施設を建設するものです。事業費は施設建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、整地費〇〇〇万円、その他〇〇〇万〇,〇〇〇円、合計〇,〇〇〇万円です。自己資金は〇,〇〇〇万円で、残り〇,〇〇〇万円は補助金です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第3号整理番号1について調査結果を報告します。譲渡人の代理人及び譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

整備予定地は法人本部、法人運営の各事業所から連携を取りやすい位置にあり、これまで長く現在の地域で各事業所が活動してきた実績もあり、地域の理解が得られること及び使用貸借が当該地で可能なため土地の選定をしたとのことでした。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内に設置する雨水貯留浸透槽を設け、オーバーフロー分をU字溝に放流します。工事当初に仮囲いを施工して工事を行うため、隣接地には被害を及ぼすことはないとのことでした。

資金計画については預金残高証明、補助金の交付決定の書類を確認しました。

他法令については我孫子市役所市街地整備課に開発許可の申請中です。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

嶺岸委員。

**嶺岸勝志委員** 7ページでは権利内容が賃借権設定となっておりますが、実際は使用貸借なのかな。どちらでしょうか。

**三須清一会長** 事務局から。

**事務局** 賃借権設定ということで。

**嶺岸勝志委員** ああ、そうですか。そうすると資料のほうが、使用貸借になっていますが。

**事務局** 39ページの資料ですね、この丸をちょっと付ける場所が違っていただきますので、こちらの訂正をお願いしたいと思います。

**嶺岸勝志委員** 賃借権設定ね。はい、分かりました。

**三須清一会長** よろしいですか。

**嶺岸勝志委員** はい、分かりました。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号整理番号2を審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書は8ページ、議案資料は48ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑8筆、合計面積は1,681.38m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の北西約2kmに位置しています。位置図は議案資料52ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇在住の方です。農地を購入して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は施設建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円、土地代金〇〇〇万円、その他〇〇万〇,〇〇〇円で、合計〇,〇〇〇万円です。その内〇,〇〇〇万円は金融機関から融資を受け、〇〇万円は自己資金で行う計画です。証明書及び領収書で確認しております。

なお、東京電力への売電価格は1kw当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第3号整理番号2について調査結果を報告します。申請者の代理人及び譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は電柱及び送電の条件及び一日を通しての日当たりが良いことから太陽光発電施設用地として適しているため、所有権移転を伴う農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透により処理し、発電所は隣地から3m以上離して日照を確保するとともに敷地内をフェンスで囲い、草の種が飛ばないように除草剤を散布するとのことです。

隣接農地所有者の意見は特にありませんでした。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

須藤委員。

**須藤喜一郎委員** この太陽光発電というのが始まって6、7年になるんだけど、事務局等に何かこれができるよというような、そういう問い合わせ等はありませんか。

**三須清一会長** 事務局。

**事務局** 実は水道局の近くの事案なんですけど、住宅地と近すぎていたので離すよう計画変更し、面積も半分に減らしました。

また、中峠のほうから2万m<sup>2</sup>近い場所で太陽光発電をしたいという相談が来ているんですけど、その地権者の一人から自分の宅地に近いところは外してほしいという要望があって、今、調整をしているところです。

あとは特に健康被害といったものもありませんし、気温が上がるとか、そういったことも今のところ来てないです。

**須藤喜一郎委員** 分かりました。

**三須清一会長** よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第3号整理番号3を審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の9ページ下段をご覧ください。整理番号3の説明をいたします。議案資料は58ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑二筆で、面積は309m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北約1.7km、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側に位置しています。

申請理由は、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には土地の所有がないこと及び現在住んでいる場所からも近く、父の土地なので土地代がかからないことからです。

建設費及び整備費は合わせて〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、全額自己資金で対応しております。資金は預金残高証明書で確認しております。

他法令については都市計画法第 34 条が該当し、開発行為の相談をしているところです。事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第 3 号整理番号 3 について調査結果を報告します。譲受人の代理人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

建物からの排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、汚水雑排水の処理を行い、U字溝へ接続放流する。また、雨水は宅地内自然浸透することです。

なお、隣接農地所有者の了解は得ているとのことです。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第 2 調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からは以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号整理番号 3 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号整理番号 3 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 10 ページをお開きください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 30 年 3 月 13 日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1から33はすべて新規設定です。議案資料は68ページからとなります。  
整理番号1から28までの借受者は公益社団法人・千葉県園芸協会、借り受け期間はいずれも10年です。

整理番号1の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は9,150m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号2の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は2,971m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号3の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は1,201m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号4の貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は4,077m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号5の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、面積は1,002m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号6の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田二筆、面積は6,308m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。なお、土地改良区の賦課金については転借者が支払うこととなっております。

整理番号7の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田5筆、合計面積は1万6,220m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号8の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田7筆、合計面積は1万8,008m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号9の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田6筆及び〇〇〇〇地先の田5筆、合計面積は2万7,498m<sup>2</sup>です。賃借料は無償です。

整理番号10の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田3筆及び〇〇〇〇地先の田二筆で、合計面積は1万4,469m<sup>2</sup>です。賃借料は無償です。

整理番号11の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は3,000m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりもち米玄米〇〇kgです。

整理番号12の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は3,000m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kgです。

整理番号13の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は3,009m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりもち米玄米〇〇kgです。

整理番号 14 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりもち米玄米〇〇kg です。

整理番号 15 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,002m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 16 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,003m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 17 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,003m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 18 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,532m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 19 の貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 20 の貸付者は〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,108m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 21 の貸付者は〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田三筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 5,516m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 22 の貸付者は〇〇〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田4筆及び〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1 万 6,324m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 23 の貸付者は〇〇〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 4,363m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 24 の貸付者は〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 25 の貸付者は〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 4,021m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 26 の貸付者は〇〇〇〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,877m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇

kg の金額です。

整理番号 27 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田 4 筆、〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1 万 7,215m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 28 の貸付者は〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 7,023m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の〇〇kg の金額です。

整理番号 29 の借受者は株式会社竹田農場で、貸付者は〇〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,002m<sup>2</sup>です。賃借料は無償です。期間は 10 年間です。

整理番号 30 の借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇市在住です。賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は 3,089m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たり〇万〇, 〇〇〇円です。期間は 5 年間です。

整理番号 31 の借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,692m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 6 年間です。

整理番号 32 の借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 522m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 6 年間です。

整理番号 33 の借受者は整理番号 32 と同じで、貸付者は〇〇〇〇在住です。賃借権を設定する農地は〇〇〇〇〇〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,068m<sup>2</sup>です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。期間は 6 年間です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番号 1 から 28 までは農地中間管理機構である公益社団法人・千葉県園芸協会が借り受け、農用地利用配分計画（案）に基づき、権利設定するものです。

資料の 74 ページをご覧ください。

整理番号 29 の借受者の経営面積は、借受地が約 1. 68 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び妻がそれぞれ年間 250 日、子が年間 100 日です。田植機及びトラクターを保有しています。

整理番号 30 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 3. 32 ヘクタールです。農業従事

日数は代表者及び社員二人がそれぞれ年間 310 日、社員一人が年間 246 日です。トラクター及び管理機等を保有しています。

整理番号 31 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.98 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び子がそれぞれ年間 300 日、妻が年間 200 日、父が年間 30 日です。大型農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 32 及び 33 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 21.01 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び子がそれぞれ年間 330 日、母が年間 30 日です。大型農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審査しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 33 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号 1 から 33 までを一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号整理番号 1 から 33 は原案どおり決定することといたしました。

続いて、議案第 5 号「農用地利用集積配分計画（案）の決定について」を審議します。

資料 79 頁をご覧ください。〇〇〇委員が権利設定者となっております。

〇〇〇には、農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 5 号「農用地利用集積配分計画（案）の決定について」。農用地利用集積配分計画（案）についてこの会の意見を求めます。平成 30 年 3 月 13 日提出、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は農地中間管理事業推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、市長から農

業委員会に対して農地利用集積配分計画（案）について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇〇ほかの田の貸し付けに係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明いたします。

**農政課美濃祐樹** 農政課の美濃です。よろしくお願いいたします。

今回の農地利用集積配分計画(案)並びに先ほど議案でありました農用地利用集積計画(案)において、権利設定の相手が千葉県園芸協会となっているもの、整理番号1から28については平成29年の冬に集めました中間管理機構への貸し付け申し込みがあった農地です。そのうち利用集積計画(案)のほうに戻るんですけども、整理番号1から10については〇〇〇〇、〇〇〇〇地区の担い手の方へ貸し付け希望があった案件で、整理番号11から28は〇〇〇〇、〇〇〇〇地区の担い手さん以外の方に貸し付け希望があった案件になります。

配分計画を行うに当たっては、二つの基本原則に該当していることが条件となります。一つ目は、該当の受け手の方に農用地を貸し付けた場合、規模の拡大または分散の錯圃の解消につながることです。二つ目は、既に効率的かつ安定的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと、周りの方にご迷惑をお掛けしないことです。今回配分計画をしているものに関しては、これら二つの原則に該当しております。

〇〇〇〇、〇〇〇〇の地区は今回3名様に配分させていただいています。こちらに関しましては昨年の10月の総会で皆様にご審議いただきました。人・農地プランで〇〇〇〇、〇〇〇〇地区については担い手はだれだれですよと決められておりますので、その方々へ配分されています。あとは貸し手の方からこの担い手の方がいいですという希望があった方にそれぞれ配分を行っております。

残りの配分計画(案)のうち〇〇市の農業者と白井市の法人に配分している部分に関しても、担い手の方の規模拡大という要件を満たしているもの、また、貸し手の方からの〇〇市の農業者の方、法人の方に貸したいという希望により配分を行っております。

農政課からは以上となります。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案資料79ページをお開きください。

農用地利用集積配分計画(案)に基づき、〇〇の農業者に権利設定するもので、権利設定する土地は資料の79ページから81ページまでの現況地目・田の20筆、合計面積が5万4,860m<sup>2</sup>です。

続いて、議案資料 82 ページをお開きください。

農用地利用集積配分計画（案）に基づき、〇〇の農業者に権利設定するもので、権利設定する土地は資料の 82 ページの現況地目・田の 13 筆、合計面積が 3 万 1,575m<sup>2</sup>です。

議案資料 84 ページをお開きください。

農用地利用集積配分計画（案）に基づき、有限会社今井興業ライスセンターに権利設定するもので、権利設定する土地は資料の 84 ページの現況地目・田の 6 筆、合計面積が 1 万 4,469m<sup>2</sup>です。

議案資料 85 ページをお開きください。

農用地利用集積配分計画（案）に基づき、〇〇市の農業者に権利設定するもので、権利設定する土地は資料の 85 ページから 86 ページの現況地目・田の 4 筆で、合計面積が 1 万 1,002m<sup>2</sup>です。

議案資料 87 ページをお開きください。

農用地利用集積配分計画（案）に基づき、株式会社竹田農場に権利設定するもので、権利設定する土地は資料の 87 ページから 89 ページの現況地目・田の 36 筆、合計面積が 7 万 6,994m<sup>2</sup>です。

第 2 調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの「決定基準」を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** 〇〇委員には、先ほど申しました通り、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

**三須清一会長** 異議なしと認めます。

(〇〇委員退室)

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第 5 号「農用地利用集積配分計画（案）について」は付すべく意見なしと決定してよろしいでしょうか。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員には、自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が席に戻ったことを確認)

宮久保調査会長は自席に戻っていただきます。

(宮久保委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第6号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の29ページをお開きください。

議案第6号「我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準(案)について」。我孫子市農業委員会農地移動適正化あっせん基準(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成30年3月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件の変更理由は、農地法等の法令改正を反映した内容に変更すること、農地移動適正化あっせん事業実施要領(昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知)及び農地移動適正化あっせん基準実施要領の運用について(昭和45年4月30日付け45農地B第953号農林省農地局長通知)の改正を反映した内容に変更すること、2015年農林業センサスの結果等を反映した内容に変更すること、農業・農地事情の変動等を勘案した内容に変更すること、我孫子市農業振興地域整備計画(平成25年6月変更)との整合を確保した内容に変更するというものになります。

変更方法は現行のあっせん基準を廃止して全面改正するものです。2月の総会で東葛飾農業事務所、JAちば東葛などから意見聴取することをご説明しましたが、関係機関からの意見は特にありませんでした。

細部での文字の訂正箇所がいくつかありましたので、議案書の29ページから45ページのあっせん基準(案)は本日お配りしたものと差し替えをお願いします。本日お配りしたものを開けていただきますと、加入した文字は太字になっていて、削除する文字には取り消し線を引いています。

なお、あっせん基準(案)の朗読は2月総会時にご説明しておりますので省略させていただきます。

2月総会時に配布した資料の7ページから16ページで具体的な変更ポイントを説明しておりますが、再度いくつかご説明したいと思います。

議案書33ページをお開きください。

下から4行目(3)に「別表1に定めのない経営類型(採卵養鶏、花卉等)である場合で、農業委員会が別に協議して定める基準を満たす場合」と記載してあります。これは議案書44ページの表に記載のないものにも柔軟に対応するためのものです。

議案書 39 ページをお開きください

第 11 条の 1 項「あっせん委員の指名等」ではあっせん委員の人数を推進委員 2 名とし、3 項で農業委員との連携を記載しました。これは適切な事業の推進を進めるためのものです。

議案書 43 ページをお開きください。

本議案の決裁後は、この基準（案）をもって県知事に対し変更認定請求を行うこととなりますが、施行日については県知事の認定があった日としたいと考えています。恐らく 3 月中には認定されるとのことであります。また、施行に当たっては正式に告知したいと考えています。

なお、変更認定申請の手続きの中で基準の内容に大きく影響しない範囲で細部の調整が必要になった場合の処理は、会長に一任していただくことでご承認願いたいと思います。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** これより議案第 6 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 6 号を採決します。原案を基に千葉県知事に対して変更認定申請を行うことについて、手続きの中で細部調整を会長に一任することも含め、賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号は原案を基に千葉県知事に対し変更認定申請を行い、認定を受けた後に告示手続きを行うものとします。

続いて、議案第 7 号「我孫子市農地銀行規程の廃止について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書 46 ページをお開きください。

議案第 7 号「我孫子市農地銀行規程の廃止について」。我孫子市農地銀行規程の廃止についてこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 3 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

件名「我孫子市農地銀行規程の廃止について」。我孫子市農地銀行規程については平成 30 年 3 月 31 日付けで廃止するものです。資料は 2 月の総会時に配布した資料 3 ページ及び 4 ページになります。

廃止の主な理由は、平成 26 年度から農地中間管理事業がスタートしたことにより本規

程の意味合いがなくなったためです。なお、農地等の利用関係の調整の取り組みは先ほどのあっせん基準と議案第8号の手続き規程で進めることになります。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** これより議案第7号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決します。廃止することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第7号は廃止することとしました。

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農地の利用関係の調整に関する手続き規定の改正について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の47ページをお開きください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農地の利用関係の調整に関する手続き規定の改正について」。農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農地の利用関係の調整に関する手続き規定の改正について、この会の意見を求めます。提出日平成30年3月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件の見直しの理由は、農業経営基盤強化促進法が改正され、農業委員会による農地の利用関係の調整関係の規定は13条ではなく、15条になっているので、該当個所を訂正する。改正後の同法第15条では、利用関係の調整対象について従来は認定農業者だけであったものが認定就農者も加えられたので、双方を対象とした規定に改正する。農地中間管理法が施行され、議案書の54ページから56ページの別紙(1)の調査基準には農地中間管理機構の規定も明記する必要がある。農水省が定めた「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(法改正を受けた改正版)で農業委員会による農用地の利用調整の取り組みが示されており、これに則して規定を整備する必要がある。現行の規定は規程ではなく規定となっている点のほか、告示がされていないので、改正する際には告示扱いとすることが必要である。その他、細部の表記・用語等に調整を要する個所があるため、所要の調整を行う必要である。

変更方法については、現規定は廃止して、新しく訓令の規程として告示を行うことを考えています。主な訂正個所は見直し理由のところ及び2月の総会時でもご説明しておりますので、議案書47ページから57ページまでの朗読は省略させていただきます。

本規定もある程度柔軟に対応できるように、53 ページ記載の第 10 条でその他必要な事項は会長が定めることを規定しています。なお、施行日は総会の決議を受けて告示した日とします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** これより議案第 8 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 8 号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 8 号は原案どおり決定することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** 議案書の 58 ページをお開きください。報告は第 1 号から第 2 号までとなります。

報告第 1 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2 件受理しました。転用目的・事由は、整理番号 1、2 とともに宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続いて、報告第 2 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、8 件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第 1 号から第 2 号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって、我孫子市農業委員会平成 30 年第 3 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人